

事務連絡  
平成21年5月16日

各  
都道府県  
保健所設置市  
特別区  
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省  
新型インフルエンザ対策推進本部 事務局

### 新型インフルエンザの国内発生にかかる対応について

今般、メキシコや米国等における新型インフルエンザの発生に伴い、世界保健機関（WHO）において、4月28日にフェーズ4の宣言が行われ、世界の感染拡大が見られていたところですが、本日、国内において新型インフルエンザ患者の発生が認められました。

こうした事態を受け、新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会より「『基本的対処方針』の実施について」（別紙1）において、国内における感染の状況が第2段階（国内発生早期）となったとの報告がなされました。新型インフルエンザ対策本部幹事会においては、これらの報告に基づき、基本的対処方針にかかる確認事項等（別紙2、別紙3）をとりまとめ、政府一丸となって、より一層の対策を講じていくこととなりました。

都道府県、保健所設置市及び特別区におかれましては、新型インフルエンザのまん延を防止するとともに、健康被害を最小限にとどめるため、関係部局及び医療機関、医師会等の関係機関と連携し、基本的対処方針及び確認事項を踏まえ、万全の体制で対策を講じていただくようお願いいたします。